

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援重要事項説明書

1 事業所の名称 笠間市地域包括支援センター

2 事業所の概要

事業所名	笠間市地域包括支援センター
代表者名	笠間市長 山口 伸樹
所在地	笠間市中央3-2-1
連絡先	TEL 0296-78-5871 FAX 0296-77-1104
介護保険指定番号	0801600040
営業日	平日（土・日・祝日，年末年始は休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで（窓口受付は8:45～17:00）
サービス提供実施地域	市内全域

3 事業所の職員体制

職 種	人 員 数	職 種	人 員 数
センター長	1人	主任介護支援専門員	2人
社会福祉士等	4人	介護支援専門員等	6人
保健師	4人	事務職	2人

4 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう，要介護状態にならないための予防対策として利用者の状態にあった適切なサービスを包括的に提供する事を目的とします。
運営方針	(ア) 利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を行うよう努めます。 (イ) 介護支援専門員等は，その予防支援提供にあたり，利用者の意志及び人格を尊重し，提供されるサービス等が公正中立に行われるよう努めます。 (ウ) 事業者は，笠間市及び地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り，総合的なサービスの提供に努めます。

5 提供する介護予防サービスの内容

- (1) 利用者の心身の状態や要望を把握し、目標とする生活に向けた介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成します。
- (2) 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）に基づいた介護予防サービスが提供されるよう介護予防サービス事業者と連絡調整を行います。
- (3) 介護予防サービス等の実施状況を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の見直しを行います。
- (4) 利用者との面接やテレビ電話等により介護予防サービス実施状況について確認するとともに、適宜相談支援を行います。

6 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員研修の実施、苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

7 非常災害時の対応

事業者は笠間市業務継続計画及び包括支援センター業務継続計画にのっとり、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、業務が停止することにより利用者も含めた市民の生活および社会経済活動に重大な影響を及ぼすことのないよう業務を継続し、適正な業務の執行に努めます。

8 ハラスメントの防止に関する事項

事業者は、職員の利益の保護及び能率の発揮のため、他の職員又は利用者若しくはその家族等から受けるハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するように努めます。

9 感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、包括支援センター業務継続計画に従い、適切な衛生管理を実施するとともに、感染症の発生の予防及びそのまん延防止に努めます。

10 苦情相談窓口

介護予防ケアプランに関すること、また介護予防ケアプランに基づき提供されている介護予防サービスに関することについて苦情・相談がある場合には、下記で承ります。

《相談について》

笠間市地域包括支援センター	連絡先 0296-78-5871 (直通) 受付時間 (平日) 午前8時45分～午後5時00分
---------------	--

《介護保険の苦情について》

笠間市役所保健福祉部高齢福祉課 介護グループ	連絡先 0296-77-1101 (内線170) 受付時間 (平日) 午前8時45分～午後5時00分
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課管理係	連絡先 029-301-1565 受付時間 (平日) 午前9時～午後5時

11 秘密の保持

サービス提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する情報は、正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

12 個人情報の保護及び利用

- (1) サービス提供するうえで知り得た情報は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。
- (2) サービス提供するうえで知り得た情報、介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)、介護予防サービス等の利用実績等介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援に係る情報はクラウド型システムを活用して、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等に提示および情報共有します。
- (3) クラウド型システムの利用にあたっては、笠間市地域包括支援システム運用管理規程及び個人情報の保護に関する法律を遵守します。

13 利用料

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援に要した費用は、厚生労働大臣が定める基準(別記)によるものとし、事業所が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。なお、厚生労働大臣が定める基準が変更された場合は、自動的に更新されます。

保険料滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦1か月あたりの料金をお支払いいただきます。

別記 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)

区分	金額(月額)	費用項目	備考
月額	4,512円	介護予防マネジメントまたは介護予防支援費	毎月
加算額	3,000円	初回加算	初回時のみ
加算額	3,000円	委託連携加算	初回時のみ

14 業務の委託

- (1) 事業者は、笠間市地域包括支援センター運営協議会の承認を受けた指定居宅介護支援事業者に、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託する場合があります。
- (2) 利用者は、事業者に対し、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。
- (3) 事業所の都合により担当者を交代する場合があります。その場合は、利用者に不利益が生じないように十分に配慮します。

15 介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)作成の担当者及び説明者

事業所名	笠間市地域包括支援センター		指定番号	0801600040
所在地	笠間市中央3-2-1		電話番号	0296-78-5871
担当者	職種		氏名	
委託事業者の場合：地域包括支援センターの担当者氏名				

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に係る契約の締結にあたり、本書面にに基づき重要事項を説明を受け承りました。

令和 年 月 日 利用者 <氏名> _____